



報道機関 各位

記者発表資料

平成28年3月1日(火)

問い合わせ先：都市総務課

担当：蓮見 桑原 曾我部

電話：829-1394

内線：3316

**安心減災都市へ！ 「さいたま市復興イメージトレーニング」と
「準防火地域の指定に関する説明会」を開催します**

さいたま市では、防災という緊急課題に対応するため、災害に強い空間づくりや災害時の避難、応急活動を支える空間づくりを目指した「防災都市づくり計画」を策定し、さらに安全で住みやすいまちを目指しています。

この計画の具体的な施策として、下記のとおり「さいたま市復興イメージトレーニング」と「準防火地域の指定に関する説明会」を開催します。

記

1 さいたま市復興イメージトレーニング

(1) 目的 東日本大震災から5年を迎える日に、被災を想定したまちの復興シナリオを考えるトレーニングを市民・事業者・行政職員により行うことで、災害時の対応能力向上を図る。

(2) 日時 平成28年3月11日(金) 午前10時から午後5時まで

(3) 会場 浦和コミュニティセンター 第13集会室
(浦和駅東口コンナール10階)

(4) 参加者 市民(さいたま市防災アドバイザー)
事業者(ライフライン、住宅メーカー事業者)
行政職員(埼玉県、さいたま市) 計約60名
※参加者は既に確定していますが、当日の傍聴は可能です。

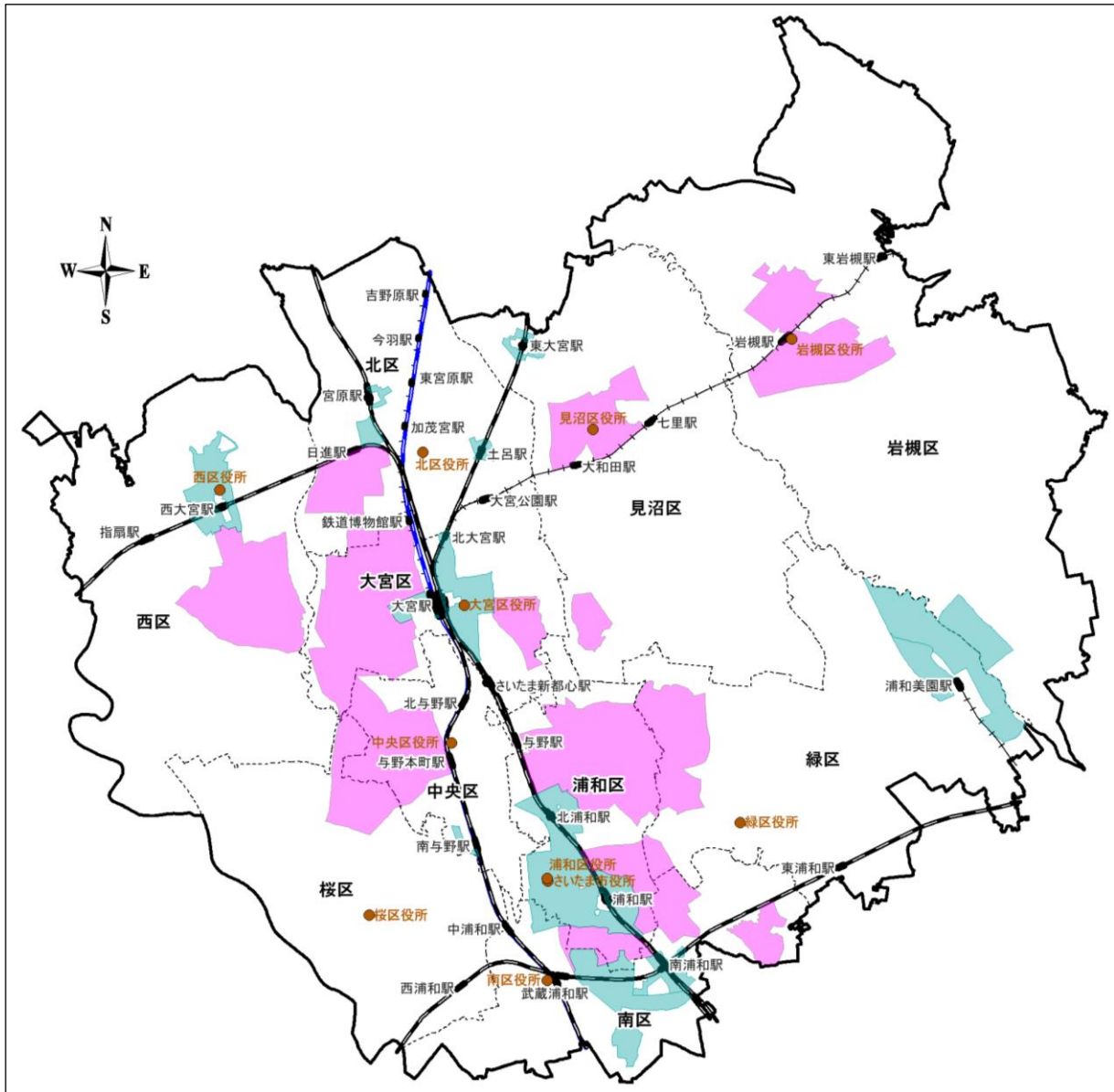
(5) 内容 大規模地震で被災した市街地を想定し、元の生活を早く取り戻したいという生活者の視点と、同じ被災を繰り返さないようにより良いまちをつくるという行政の視点の両方から復興のシナリオを考えるもの。

(6) 講師 芝浦工業大学 理工学部 環境システム学科 中村 仁 教授



2 準防火地域の指定に関する説明会

(1) 内 容 地震に伴う大規模な延焼拡大の危険性を軽減させる都市づくりの取組の一つとして、市内の延焼リスクの高い地区に、新たに準防火地域を指定するため、市民や事業者を対象とし、準防火地域の必要性やその指定範囲、スケジュールについての説明会を行う。

(2) 指定範囲 (案)



※準防火地域とは、市街地における火災の危険を防ぐため、都市計画法に基づき指定される地域。準防火地域内の建築物は、規模に応じて、新築・増改築時等に防火措置が必要。

	新たに指定する 準防火地域 約 2 8 6 2. 6 ha
	現行の準防火地域 約 1 1 1 8. 2 ha

(3) 日時、会場

日時	会場
3月12日(土) 午前	高鼻コミュニティセンター(大宮区高鼻町2-292-1)
3月12日(土) 午後	東大宮コミュニティセンター(見沼区東大宮4-31-1)
3月13日(日) 午前	浦和コミュニティセンター(浦和区東高砂町11-1 コムナーレ10階)
3月13日(日) 午後	与野本町コミュニティセンター(中央区本町東3-5-43)
3月19日(土) 午前	西区役所(西区大字指扇3743)
3月19日(土) 午後	産業振興会館(北区日進町2-1915-4)
3月20日(日) 午前	緑区役所(緑区大字中尾975番地1)
3月20日(日) 午後	岩槻駅東口コミュニティセンター(岩槻区本町3-1-1)
3月21日(月・休) 午前	プラザウエスト(桜区道場4-3-1)
3月21日(月・休) 午後	武蔵浦和コミュニティセンター(南区别所7-20-1)
4月16日(土) 午後	さいたま市民会館うらわ(浦和区仲町2-10-22)
4月17日(日) 午前	さいたま市民会館おおみや(大宮区下町3-47-8)

※午前：10時～11時 午後：14時～15時

(4) 対象者 市民、事業者

(5) 今後の予定 平成28年9月頃に計画決定、平成29年5月頃に施行予定

(6) その他 説明会への参加に係る事前の申し込みは不要です。